

平成29年度 鹿児島市 保育所等利用申込案内

保育所等の利用申込にあたっては、この案内書をよく読んで申し込んでください。

- ※ 「保育所等」とは、認可保育所及び認定こども園（保育所機能）のことをいいます。
- ※ 幼稚園及び認定こども園（幼稚園機能）については、施設へ直接お申し込みください。
- ※ 利用とは、保育所等に日々通所（入所・入園）して児童を預けることをいいます。

1 保育所等

(1) 保育所

就労等のために家庭で保育のできない保護者に代わって、0歳から小学校就学前の児童を保育（養護と教育）する児童福祉施設です。

(2) 認定こども園

幼稚園と保育所の機能をあわせ持ち、教育と保育を一体的に行う施設です。

- ※ 施設によって受け入れる児童の年齢に違いがあります。

2 申込書の受付期間及び時間

利用開始希望日が属する月の前々月の21日から前月の20日まで（ただし、育児休業明けについては、職場復帰日が属する月の4か月前の月の21日から申込を受け付けます。）

- ※ 受付期間の開始日又は終了日が、土曜日、日曜日、祝日の場合は、それぞれ次の直近の開庁日が開始日又は終了日となります。
- ※ 受付時間は、土曜日、日曜日、祝日、年末年始（12月29日から翌年1月3日）を除く午前8時30分から午後5時15分までです。但し、施設に関してはその限りではありません。
- ※ 鹿児島市にお住まいの方が他市町村にある保育所等の利用を希望する場合には、利用を希望する保育所等がある市町村の受付期間となります。（申込書については鹿児島市に提出してください）
- ※ 認定こども園の幼稚園機能を利用中の方が、同一施設である認定こども園の保育所機能の利用を希望する場合も市へ申込が必要です。（利用調整の結果、利用できない場合があります。）

3 受付場所

- (1) 市役所（保育幼稚園課、各支所福祉課・保健福祉課）
- (2) 保育所・認定こども園
- (3) 郵送（消印日を受付日とします。）

4 利用調整

利用開始希望月の前月の22日～月末に、鹿児島市が定める利用調整の基準に基づき優先順位をつけ、希望する施設の中から利用できる施設を鹿児島市が決定（内定）します。利用保留（待機）となった場合は、平成29年度分の毎月の利用調整の対象になります。

(1) 利用調整の結果のお知らせ

- ① 保育所の利用が可能な場合
利用可能の旨を電話で連絡します。園で健康診断及び面談等を行い、利用開始日を確定したら、市役所から「入所承諾書」を送付します。
- ② 認定こども園（保育所機能）が利用可能な場合
認定こども園（保育所機能）の利用は、利用調整により内定となった後、施設と利用契約を交わす必要があります。

③ 利用保留（待機）の場合

初回のみ「利用保留通知書」を送付します。初回以降の利用調整において引き続き利用保留の場合は、通知はされません。利用可能となった時点でお知らせします。

(2) 利用調整基準

申込児童数が、保育所等の受け入れ可能な人数を超える場合は、14～16ページの「鹿児島市保育所等利用調整基準」に基づき利用調整を行います。

利用を希望する保育所等が複数利用可能となる場合、希望する順位が最も高い保育所等に内定となります。

5 保育の必要性の認定

(1) 子ども・子育て支援新制度

幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進めていく「子ども・子育て支援新制度（以下「新制度」といいます。）」が、平成27年4月に全国でスタートしました。

新制度では、教育や保育の利用に要する費用の一部を公的負担する新たな仕組み（「子どものための教育・保育給付」といいます。）が創設しました。給付の対象となる保育所等を利用した場合、市はその教育・保育を提供するために必要な経費の一部を給付費として保育所等に支払います。（法定代理受領）

給付対象となる保育所等の利用を希望される保護者は児童ごとに、お住まいの市町村から、利用資格の認定（「支給認定」といいます。）を受ける必要があります。

(2) 支給認定

幼稚園（新制度に移行する幼稚園のことで以下同じ）、認定こども園、認可保育所を利用する場合には、お住まいの市町村から支給認定を受ける必要があります。認定の区分は年齢や保育の必要性の有無によって、3種類あります。

保育所等を利用する場合には、2号認定（満3歳以上）又は3号認定（満3歳未満）を受ける必要があります。

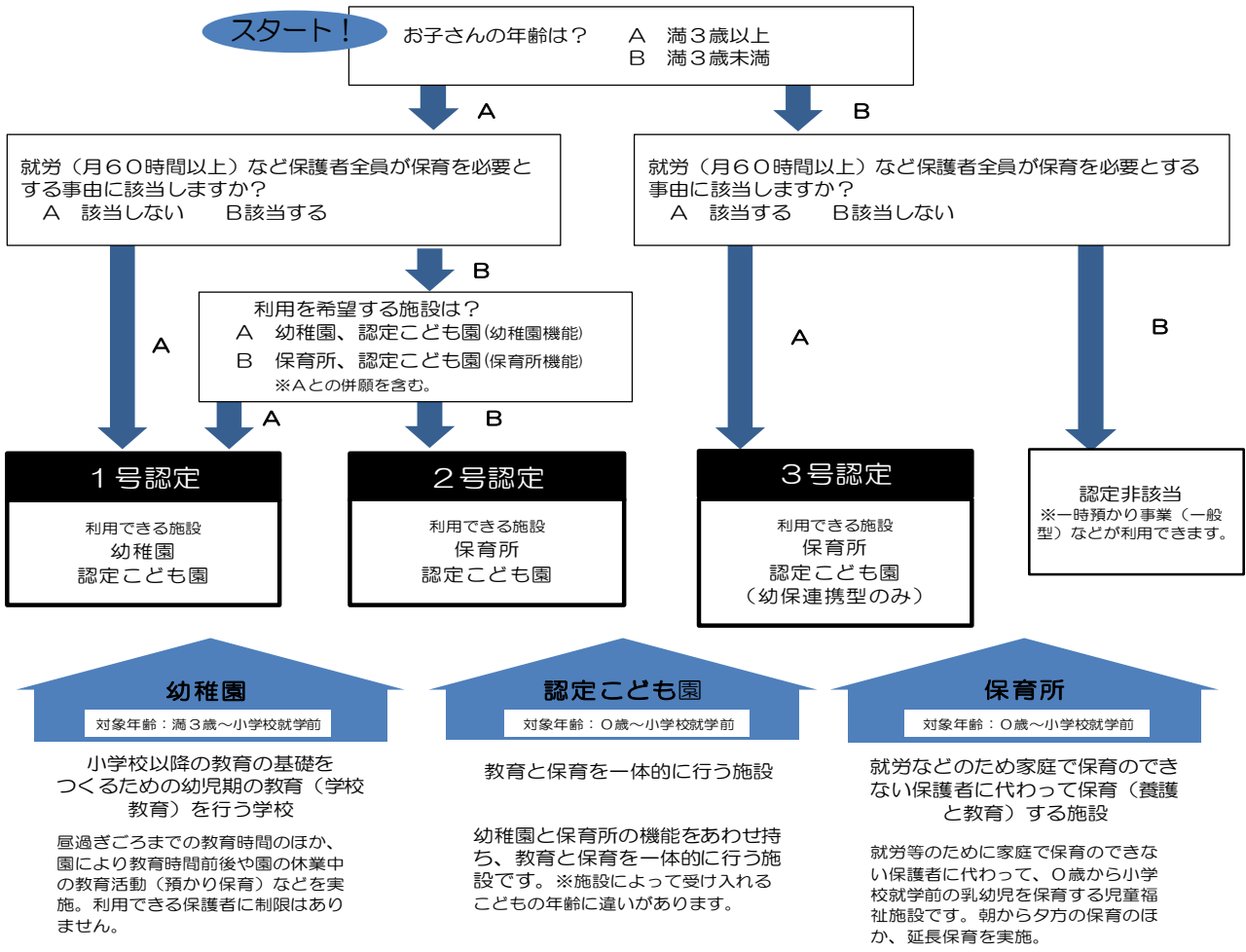
① 3つの支給認定区分

支給認定区分	年齢	保育の必要性	教育・保育時間 ^{※1}	利用できる施設
1号認定	満3歳以上	なし	教育標準時間 ^{※2} (1日4時間を標準)	幼稚園 認定こども園
2号認定		あり	保育標準時間(1日最長11時間) 保育短時間(1日最長8時間) <small>※次ページの②保育を必要とする事由を参照</small>	保育所 認定こども園
3号認定	満3歳未満			

※1 施設によって異なります。

※2 教育標準時間外の利用（現行の「預かり保育」）については、一時預かり事業（幼稚園型）等の対象となります。

【必要な支給認定区分】



一時預かり事業 対象年齢：0歳～小学校就学前

- 一時預かり事業（一般型）
対象：入所児童以外で家庭での保育が一時的に困難になった子ども
幼稚園等の2歳児預かり等の子ども
- 一時預かり事業（幼稚園型）
対象：幼稚園等の在園児（1号認定の子ども）

② 保育を必要とする事由

保育認定（2号認定・3号認定）は、保護者全員が次のいずれかに該当*することにより、家庭において必要な保育を受けることが困難である場合に認定されます（確認のための証明書等の提出が必要です。）。*保護者が父母の場合、父母それぞれに証明書等の提出が必要です。

保育を必要とする事由	保育必要量
就労（1か月120時間以上）	保育標準時間 （短時間でのご利用も 可能です）
妊娠・出産（産前産後期間）	
疾病・障害	
学校、専修学校、職業訓練等（1か月120時間以上）	
同居親族等の常時介護・看護	
災害復旧	
児童虐待やDVのおそれがあること	保育短時間
就労（1か月60時間以上120時間未満）	
求職活動（起業準備を含む）	
学校、専修学校、職業訓練等（1か月60時間以上120時間未満）	
育児休業の間の継続利用	

③ 保育を利用できる時間

保育認定は、同時に保護者の保育を必要とする事由や就労時間等により保育の必要量を認定します。なお、保育標準時間と認定される方であっても、保育短時間認定を希望される場合は、保育短時間として認定します。保育料もこの区分に応じて異なります。

※就労の場合、就労時間が1ヶ月120時間未満の場合でも、シフト制等、就労時間等の関係で施設が設定している保育短時間の利用時間を超えて施設を利用せざるを得ない場合、保育標準時間として認定ができる場合があります。

区分	就労時間	保育を利用できる時間
保育標準時間	120時間以上/月	7時から18時まで（最長11時間）/日
保育短時間	60時間以上120時間未満/月	施設が設定する8時間（最長8時間）/日

※利用時間は施設により異なる場合があります。

保育必要量に応じた利用時間帯はそれぞれの施設が決定します。市から決定を受けた保育料で利用できるのは、その範囲内の時間で、それ以外を利用する場合は延長保育となります。各保育所等の延長保育実施内容については、18～22ページの『市内保育所等一覧表』をご覧ください。

【保育標準時間と保育短時間の利用時間のイメージ】



※延長保育の実施は、施設によって異なります。

④ 支給認定の有効期限

区分	保育を必要とする事由	認定の有効期間（保育施設等の利用可能期間）
1号認定 （満3歳以上）		子どもの小学校就学前まで
2号認定 （満3歳以上） ・ 3号認定 （満3歳未満）	就労 疾病・障害 介護・看護 災害復旧 児童虐待・DVのおそれ	子どもの小学校就学前まで
	妊娠・出産	出産日から8週間を経過した日の月末まで （子どもの小学校就学前までの方が短い場合はその期間）
	求職活動（起業準備を含む）	90日を経過する日の月末まで （子どもの小学校就学前までの方が短い場合はその期間）
	学校、専修学校、職業訓練等	卒業予定日又は修了予定日の月末まで （子どもの小学校就学前までの方が短い場合はその期間）
その他	市長が必要と認める日まで （子どもの小学校就学前までの方が短い場合はその期間）	

※3号認定（保育認定、満3歳未満）の場合、有効期間は、子どもが満3歳に到達する前日までとなっており、満3歳到達時に2号認定に切り替わります。届出は不要です。

※保育を必要とする事由に該当しなくなった場合は有効期限は終了します。

6 支給認定申請（2号・3号認定）及び保育所等利用の申込方法及び必要書類

市へ支給認定の申請と利用申込を同時に（兼ねて）行います。

なお、現在、認定こども園の幼稚園機能を利用中の方が、同一施設である認定こども園の保育所機能の利用を希望する場合も、市へ申込が必要です。（利用調整の結果、利用できない場合があります。）

（1）支給認定（2号・3号認定）・利用申込の対象となる児童

鹿児島市に居住する保育を必要とする就学前の児童です。鹿児島市以外に居住する児童が、本市内の保育等の利用を希望される場合は、居住地の市町村へ申し込んでください。（申込書等は居住地の市町村へお問合せください。）

また、0歳児の保育は全ての保育所と認定こども園（幼保連携型）で実施しています。詳細は、別冊「保育所等のご案内」をご参照ください。

（2）申込に必要な書類

① 全ての方に必要な書類

- ア 子どものための教育・保育給付支給認定申請書（2号・3号認定用）兼利用申込書
- イ 保育を必要とする状態を証明できる書類等 ※保育を必要とする状態により提出書類が異なります

② 状況に応じて必要な書類

- ア 税額を証明するもの（平成29年1月2日以降に鹿児島市内に転入された方 等）
- イ その他該当があれば必要な書類

① アの「子どものための教育・保育給付支給認定申請書（2号・3号認定用）兼利用申込書」

保育を必要とする事由、保育を希望する期間、利用を希望する施設名等を正確にもれなく記入してください。また、「利用希望児童・利用希望保育施設記入欄」の「園への特記事項」には、一人ひとりの児童に応じた保育を行うために、児童の病気や発達状況等をもれなく記入してください。

なお、きょうだいで希望園が異なる場合は、児童ごとに申請書を記入してください。

①のイの「保育を必要とする状態を証明できる書類等」

保護者それぞれ*について、子どものための教育・保育給付支給認定申請書（2号・3号認定用）兼利用申込書裏面の「保育を必要とする事由記入欄」にご記入いただくとともに、次の区分に該当する書類を提出してください。*保護者以外の同居親族（祖父母等）及び65歳以上の保護者については、提出不要です。

区分	書類の名前	内容
就労中（就労予定）	内職以外	「就労証明書・求職活動（申立書）」の「勤めに出ている人（勤める予定の人）及び自営の人」欄 ・勤務先（又は勤務予定先）で、就労時間、就労日数等を詳しく証明してもらったうえで提出してください。 ・勤務先が会社組織でない場合でも、事業主に証明してもらってください。 ・自営業の人は、ご自分で証明書に記入してください。 ※利用（入所）基準は1か月あたりの平均60時間以上の就労
	内職	「就労証明書・求職活動（申立書）」の「内職している人」欄 ・申立書を記入し、内職を営んでいる事業者に証明してもらってください。 ・事業者が会社組織でない場合でも、事業主に証明してもらってください。 ※利用（入所）基準は1か月あたりの平均60時間以上の就労
		育児休業期間を証明する書類（育児休業を取得している場合のみ） ・育児休業期間を証明する辞令等の写しや育児休業給付金を受給していることが確認できる書類の写しも提出してください。
妊娠・出産（産前産後期間）	母子健康手帳の写し又は妊娠証明書 ・産前6週（多胎児の場合は産前14週）から産後8週までの間で、妊娠又は出産により体調がすぐれず、児童の保育ができないことが条件になります。 ・母子健康手帳の写しは、表紙、母親の氏名や分娩予定日が分かるページのものを提出してください。	
疾病	診断書等（参考様式あり） ・病気のため、児童を保育できないことが条件になります。 ・診断書等は、病気のために児童を保育できない状況・程度（次の3区分）がわかる診断書等を病院から出してもらう提出してください。 ①長期入院（1か月以上）している場合や常時寝たきりの状態であり、保育が常時困難 ②常に安静を要するなど、保育が常時困難 ③上記以外の場合で疾病により保育が困難	

※次ページに続く

区分	書類の名前	内容
障害	診断書	<ul style="list-style-type: none"> ・障害のために児童の保育ができないことが条件になります。 ・診断書、療育手帳の写しを添付してください。 ・療育手帳の写しは、氏名等や障害の程度が分かるページのものを出してください。 ・診断書は、障害のために児童を保育できない状況がわかる診断書（保育が困難である旨の記載があるもの。）を病院から出してもらい提出してください。
	療育手帳をお持ちであれば療育手帳の写し	
同居親族の常時介護・看護	診断書	<ul style="list-style-type: none"> ・同居親族が病気や障害等を理由に、常時、看護又は介護を必要としていることが条件になります。 ・看護・介護を受けている方の診断書、療育手帳の写しを添付してください。 ・療育手帳の写しは、氏名等や障害の程度がわかるページのものを出してください。 ・診断書は、常時看護・介護、付き添いが必要である旨が分かる診断書（常時看護・介護、常時付き添いが必要である旨の記載があるもの。）を病院から出してもらい提出してください。
	療育手帳をお持ちであれば療育手帳の写し	
災害復旧	罹災証明	詳細は市窓口にご相談ください。
求職活動	「就労証明書・求職活動（申立書）」の「求職活動申立書」欄	<p>求職活動のため、児童の保育ができないことが条件です。</p> <p>※月60時間以上の求職活動をすることが条件です。</p> <p>※利用（入所）後90日後の月末までに就職できない場合、保育所は退所になります。認定こども園については1号認定の利用が可能な場合がありますので各施設にご相談ください。</p>
学校・職業訓練等	在学証明書	<p>在学証明書、就学時間が確認できるカリキュラム等を添付してください。</p> <p>※学校は学校教育法第1条に規定する学校、同法第124条に規定する専修学校、同法第134条第1項に規定する各種学校その他これらに準ずる教育施設に在学していること。</p> <p>※月60時間以上の就学・職業訓練をすることが条件です。</p>
	就学時間が分かるカリキュラム等の写し	
離婚前提別居	民生委員の証明等	詳細は市窓口にご相談ください。
児童虐待やDVのおそれ	専門機関の証明等	詳細は市窓口にご相談ください。

②のアの「税額を証明するもの」

区分	状況	提出書類等
平成29年9月～平成30年3月までの保育料算定に必要な書類	平成29年1月1日時点で鹿児島市内に居住していた方	<p>税額を証明する書類の提出は不要です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育料の算定にあたっては、保護者の市町村民税の所得割額を確認するために、市町村民税の課税情報を閲覧します。ただし、未申告など課税情報を確認できないときは、手続き等が必要な場合があります。
	平成29年1月2日以降に鹿児島市内に転入された方	<p>鹿児島市では税額の確認ができませんので、保護者それぞれ、以下の添付書類（A～Cのいずれか）を添えて申請してください。</p> <p>A 平成29年度 給与所得に係る市民税・県民税特別徴収税額の決定変更通知書の写し（勤務先より配布）</p> <p>B 平成29年度 市民税・県民税税額決定通知書の写し（自営業の方 平成29年1月1日時点で居住の市町村から送付）</p> <p>C 平成29年度 市民税・県民税 所得額・課税証明書（所得額、控除額、税額などが記載されている証明。平成29年1月1日時点で居住の市町村で発行）</p> <p>※ AからCについては市町村によって名称が異なる場合があります。</p> <p>※ 配偶者の扶養に入っている方（配偶者控除の対象者）は書類の提出は必要ありません。</p>

②のイの「その他該当があれば必要な書類」

区分	内容
申込児童や同居の家族が療育手帳をお持ちの場合	療育手帳の氏名等や障害の程度がわかるページの写しを提出してください。
保護者が幼稚園教諭、保育教諭、保育士として幼稚園、認可保育所、認定こども園に就労している又は就労予定の場合	幼稚園教諭免許状又は保育士証の写しを提出してください。

(3) 本人確認に必要な書類等

重要

申請受付時に、マイナンバー（個人番号）の記載や提示をお願いしています。その際、「マイナンバー（個人番号）の確認」と「本人確認」の証明書類（例：通知カード＋運転免許証、マイナンバー（個人番号）入り住民票の写し＋運転免許証等）を提示していただく必要があります。

マイナンバーカード（個人番号カード）を提示していただくと、1枚で番号確認と本人確認が可能ですので、同カードをお持ちでない方で、申請を希望される場合は、市民課又は各支所総務市民課へお問い合わせください。

(4) 利用についての注意事項

- ① 保育所機能が利用できるのは、母親などの保護者全員が、児童の保育ができない事情がある場合（保育を必要性とする事由に該当する場合）に限ります。
- ② 幼児教育や集団生活になれさせるためという理由で、保育所機能を利用することはできません。
- ③ 保育を必要とする事由に該当する場合でも、保育所等には定員がありますので、申し込んだ児童が全員、保育所等を利用できるわけではありません。定員に達している場合、利用をお待ちいただくこととなり、その場合は、一時預かりや認可外保育施設などのご利用を検討していただく必要があります。
- ④ 産前産後休暇及び育児休業取得に伴い保育所等を退所し、休業後職場に復帰するに際し、休業開始前の保育所等を再び利用される場合は、利用調整において優先されますのでご相談ください。
- ⑤ 保護者の育児休業取得を理由に新たに保育所等の利用申し込みはできませんが、認定こども園については1号認定での利用が可能な場合がありますので各施設にご相談ください。
- ⑥ 利用申込をされる児童で、心身に障害がある場合は、希望する保育所等を事前にご見学することをお勧めします。
- ⑦ 就学前の児童が2人以上いる場合は、その全員分を申し込む必要があります。幼稚園や認可外保育施設に在園している児童については、申し込みの必要はありませんが、その在園証明等を提出してください。

7 保育時間と休園日

保育時間は原則として、午前7時から午後6時までです（保育所等によって多少の違いがありますので、18～22ページの「市内保育所等一覧表」をご覧ください。）。

8 保育所等利用内定後の辞退・退所

- (1) 利用内定後に辞退される場合は、すみやかに辞退届を保育幼稚園課又は各支所の福祉課・保健福祉課へ提出してください。
- (2) 保育所等に入所後、退所をされる場合は、退所の5日前までに、保育所等を通じて退所届を提出してください。なお、提出が遅れた場合は、その日数分の保育料をいただくこととなりますのでご注意ください。

9 支給認定内容の変更、取消等

- (1) 支給認定後に世帯状況に次のような変更があった場合は、保育幼稚園課又は各支所の福祉課・保健福祉課に必ずお申し出ください。
 - ① 子ども・保護者の氏名・住所変更
 - ② 世帯員の増減（出生・別居・同居等）
 - ③ 保護者の転職・離職・その他保育を必要とする事由の変更

※変更の際には、交付した支給認定証が必要となりますので、必ず保管しておいてください。

(2) 保育を必要とする事由に該当しなくなった場合には、保育認定を取り消されることがありますのでご注意ください。保育認定を取り消されると、保育施設・事業を利用できなくなります。

また、支給認定は、児童の年齢や保育を必要とする事由により有効期間があります。有効期間の満了後も引き続き保育所等の利用を希望する場合は、再度支給認定の申請をしていただく必要があります。

※3号認定者の満3歳到達時における2号認定への変更の場合を除く。

10 保育所等の保育料

(1) 市町村民税の所得割額で保育料を決定します

① 保育料の算定は、世帯の市町村民税の所得割額の合計額で行います。

祖父母と同居している母子・父子家庭で、父母の収入が一定額以下の場合は、家計の主宰者の税額等も考慮し決定します。

② 市町村民税の所得割額を計算する場合、住宅借入金等特別税額控除、配当控除、寄附金税額控除、外国税額控除、配当割額・株式等譲渡所得割額控除は適用されません。

③ ひとり親家庭のうち、税法上の寡婦（寡夫）控除の適用を受けていない世帯について、平成28年4月より、寡婦（寡夫）控除があったものとみなして、保育料の再計算を行います。

(2) 毎年9月が保育料の切り替え時期となります

4月～8月分は前年度分の市町村民税額、9月～翌年3月分は当年度分の市町村民税額により決定します。



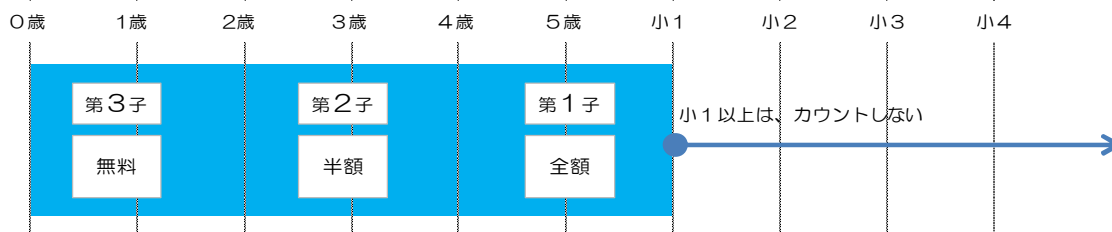
(2) 多子軽減（保育所及び認定こども園の保育所機能を利用する児童について）

市町村民税所得割額 57,700円以上の世帯

保育所等をきょうだいで利用する場合、次のとおり、最年長の子どもから順に2人目は半額、3人目以降は無料となります。保育所、認定こども園（保育所機能）では、小学校就学前の範囲内に子どもが2人以上いる場合、最年長の子どもを第1子、その下の子を第2子とカウントします。第1子は全額負担、第2子は半額、第3子以降は無料となります。

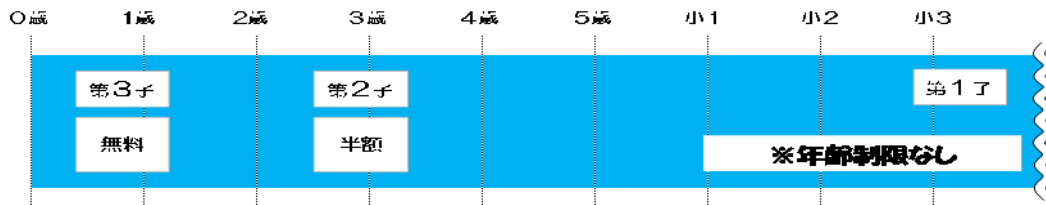
※ ただし、第1子が小学校就学前の範囲外になった場合（成長して小1以上になった場合）は、それまで第2子だったお子さんを第1子とカウントします。

※ 幼稚園等での年少クラス（1号認定児童を除く）、一時預かりや認可外保育施設などを利用の場合はカウントしません。



市町村民税所得割額 57,700円未満の世帯

次のとおり、生計を一にする最年長の子ども（年齢制限なし）から順に2人目は半額、3人目以降は無料となります。



※ ひとり親世帯等は、市町村民税所得割額が77,101円未満であれば、第2子以降は無料となります。くわしくは、17ページの保育料表をご覧ください。

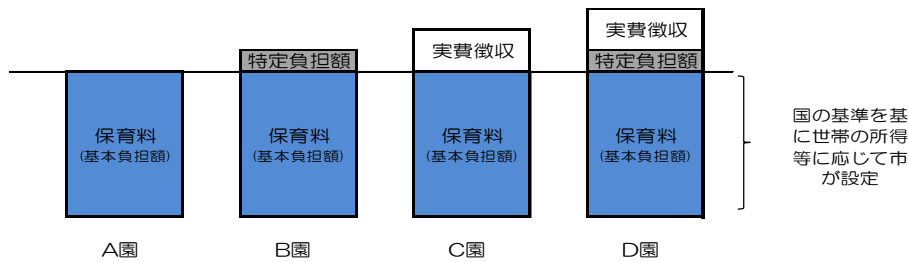
(4) 特定負担額（上乗せ徴収）、実費徴収

① 保育所

保育料とは別に給食費、制服代等の実費徴収が発生する場合があります。

② 認定こども園

保育料とは別に給食費、制服代、通園バス代等の実費徴収が発生する場合があるほか、特定負担額（教員配置の充実などのための上乗せ徴収）が発生する場合があります。



(5) 保育所・認定こども園（保育所機能）の保育料

17ページをご覧ください。

なお、延長保育を利用される場合には、通常保育料の他に延長保育料が必要です。延長保育の申し込み、利用料、具体的な相談は各保育所等にお問い合わせください。

1 1 保育料の納入

(1) 保育所等の保育料は、利用される施設により納入先が異なります

① 保育所

「口座振替」による納入か、毎月、各保育所を通じてお渡しする「納入通知書」を使って、納期限内に納入通知書に記載されている納入場所で鹿児島市に納入してください。

② 認定こども園

施設の定める方法で、各施設に納入してください。

(2) 日割計算

保育料は、通常月額保育料ですが、月の途中で入・退所される場合には、保育料は日割計算されます。なお、やむを得ず休園した場合や自己都合により登園できなかった場合でも、日割計算されず、月額保育料が必要になります。

【日割計算の方法】

- 月途中入所の場合

保育料（月額）×途中入所日からその月の月末までの開所日数÷25日

- 月途中退所の場合

保育料（月額）×その月の初日から途中退所日の前日までの開所日数÷25日

※ 開所日数とは、途中入所日から月末まで、又は月初日から途中退所日の前日までの日数のうち日曜日・祝日を除いた日数のことです。（25日を超える場合は25日です。）

※ 日割りの計算については、月の開所日数にかかわらず、25日で計算するように定められています。

12 広域利用

勤務地等の都合で鹿児島市以外（他市町村）の保育所等の利用を希望される場合も、鹿児島市へ支給認定及び利用申込をしていただくこととなりますが、利用調整は、保育所等のある市町村がそれぞれの基準に基づき実施します。事前に保育幼稚園課又は各支所の福祉課・保健福祉課にご相談ください。

【Q&A】

(問1) 求職活動中の場合、ずっと保育所等に入れますか？

(答) 求職活動を理由とする保育所等の利用期間は、連続3か月以内（90日を超える日の月末まで）です。また、年度内においても3か月以内です。

利用開始後90日を超える日の月末までに就職先が決まらない場合や「就労証明書・求職活動(申立書)」の提出がない場合は、保育所を退所することになります。認定こども園については、1号認定での利用が可能な場合がありますので、各施設にご相談ください。

※ 求職活動を行わない場合は、利用はできません。

(問2) 3歳以上児のごはんは出ないと聞いたのですが、本当でしょうか？

(答) 3歳以上児の主食は、家庭より持参又は実費を徴収して主食を提供するなど、保育所等によって取り扱いが異なりますので、事前に保育所等にお問い合わせください。

(問3) 保育料の他に必要な費用がありますか？

(答) 延長保育をご利用の場合は、別途利用料が必要になります。その他に運動服や帽子等、個人で使用・消耗するものを購入していただくことがありますので、事前に保育所にお問い合わせください。

認定こども園については、保育料とは別に給食費、制服代、通園バス代等の実費徴収が発生する場合がありますほか、特定負担額（教員配置の充実などのための上乗せ徴収）が発生する場合があります。必ず事前に詳細について各施設にお問い合わせください。

(問4) 土曜日に職員の研修があると云われましたが、子どもを預けないと仕事に行けないのですが。

(答) 保育所等の休園日は、原則として、日曜日、祝日、年末年始です。保育所等によっては年度末・年度始を休園にしているところもあります。詳しくは別冊『保育所等のご案内』をご覧ください。それ以外の日は、児童をお預かりします。

職員研修については、職員の資質向上のために必要なものですので、土曜日に研修が開催される場合、各保育所等で保護者の皆様にご協力を求めることもあると思います。しかし、お尋ねのように仕事などで預けないといけない場合には、どの保育所等でも平常通り児童をお預かりします。

(問5) 日曜日・祝日にも仕事があるのですが、子どもを預けるところはありますか？

(答) 保育所等は、原則として日曜日、祝日は休園日ですが、休日保育（日曜日・祝日も開所）を実施している保育所等もあります。保育所等を選ぶ際の参考にしてください。休日保育の申し込み、具体的な相談は各保育所等にお問い合わせください。

(問6) 保育料はどのように決定されるのですか？

(答) 保育料は、市町村民税所得割額を基礎に保育料階層を決定します。17ページに保育料基準額表を記載していますのでご覧ください。

(問7) 保育料を滞納するとどうなりますか？

(答) **保育料の滞納は全国的に重大な問題になっています。**

保育料を滞納すると、保育料を納めている保護者との間で、著しく公平性が損なわれるのはもちろんのこと、滞納により市の福祉行政に必要な財源を圧迫し、公共の福祉を損ねたり、入所する児童数を制限するなど、保育所の安定的な運営に影響を及ぼし保育サービスが低下するおそれがあります。本市においても保育料の徴収につきましては、施設長からの催告や市の行う差押等の厳しい対策をとることとしております。また、保育所入所申込時に、利用調整の優先順位が下位となる場合があります。

(問8) 子どもに食物アレルギーがありますが、保育所等の食事は対応ができますか？

(答) 食物アレルギーで、食事に配慮が必要なお子さんのために、主治医の診断書や指示書に従い、保護者の方と話し合い、除去食、代替食などできるだけ個人に合わせた食事が提供できるように努めています。

ただし、アレルギーの原因となる食品の種類が多い場合や症状によって給食提供が困難な場合は、家庭からの弁当持参をお願いすることもあります。

(問9) 子どもがインフルエンザにかかり、最近良くなってきましたが、まだ、保育所等には通えません。どうしても仕事を休めないのですが、子どもを預けるところはないですか？

(答) 病児・病後児保育施設やファミリー・サポート・センターを利用できます。ここでは、病児・病後児保育施設を紹介します。

病児・病後児保育施設は、保育所、幼稚園、認定こども園、認可外保育施設等に入所中の児童が、病気の回復期等にあるために集団保育が困難な状況にあり、かつ、保護者がやむを得ない理由のために家庭で保育ができない場合に、一時的にお預かりして、保育を行うものです。対象児童は、鹿児島市に住所を有する0歳児から小学校6年生までの児童です。次の7つの施設があります。

- | | | |
|---------------------|---------------|----------|
| ①みなみクリニック ダーグ・ハム | (鴨池2-4-1) | 812-6165 |
| ②池田病院 チックタック童夢館 | (西田1-4-12) | 255-3737 |
| ③紫原たはら医院 グッドラック | (紫原4-27-19) | 250-3231 |
| ④川畑医院 ぱらんせ | (大明丘2-22-21) | 294-5000 |
| ⑤谷山生協クリニック レインボーキッズ | (谷山中央5-21-22) | 267-2028 |
| ⑥中瀬小児科 マーミン | (東谷山4-25-7) | 266-1189 |
| ⑦あおぞら小児科 あまやどり | (草牟田2-16-8) | 226-3298 |

※上記の他に1か所増設予定です。

また、利用には事前登録が必要です。各実施施設又は保育幼稚園課(本館1階9番窓口)、各支所福祉課・保健福祉課で登録してください。受入人数に限度がありますので、利用の際はできるだけ前日までに申込みをしてください。

(問10) 支給認定証とはどのようなものですか？

(答) 子ども・子育て支援新制度の教育・保育にかかる支給認定を受けていることを証明するもので、氏名、住所、認定区分等が記載されています。世帯状況の変更等や認定区分の変更の際に必要となりますので、卒園されるまで大切に保管しておいてください。

(問11) 幼稚園や認定こども園(幼稚園機能)と保育所や認定こども園(保育所機能)を併願する予定です。どのような手続きをすればよいですか？

(答) 幼稚園等と保育所等を併願することはできますが、1号と2号の認定を同時に受けることはできません。保育所等を利用するための2号認定と利用の申請をしていただくとともに、幼稚園等にも入園申込を行っていただきます。最終的に幼稚園等に入園する場合、1号認定への切り替えを行ってください。また、保育所等を利用することになった場合は、幼稚園等へ必ず連絡してください。

(問12) 2号認定に相当する場合(保護者が働いている等)でも、1号認定を受けて幼稚園に通い、預かり保育を利用することは可能ですか？

(答) 2号認定に相当する場合でも、1号認定を受けて幼稚園や認定こども園(幼稚園機能)に通い、預かり保育を利用していただくことは可能です。この場合は、2号認定を受けていただく必要はありません。施設を通じて、1号認定の申請を行ってください。なお、新制度に移行しない現行のままの幼稚園を利用(入園)する場合は、1号認定の申請は不要です。

(問13) 支給認定申請書の提出は毎年必要ですか？

(答) 今年度利用保留になっている場合で、新年度の利用を希望する方は再度申し込みが必要です。

既に保育所等に入所している方は、支給認定の有効期間内であれば、毎年申請書を提出していただく必要はありません。

ただし、毎年度、現況届の提出が必要になります。これにより、保育を必要とする事由に該当しているかどうかを確認します。

なお、3号認定の有効期間は最長で満3歳に達する日の前日までですが、3号認定から2号認定への切り替えについては、有効期間に合わせて、鹿児島市が職権で行いますので、支給認定申請書の提出は不要です。

(問14) 1号から2号への支給認定区分の変更や、短時間から標準時間への保育必要量の変更がある場合、どのような手続が必要ですか？

(答) 支給認定の有効期間内に、認定内容に変更があれば、保育幼稚園課又は各支所の福祉課・保健福祉課に届け出てください。

(問15) 支給認定を受けて、保育所等を利用開始後、市外へ転出したらどうなりますか？

(答) 支給認定の有効期間内に市外へ転出する場合には、支給認定は取り消しとなります。市へ届出を行っていただき、認定証の交付を受けている場合は返還してください。その上で、転出先市区町村から新たに支給認定を受けてください。

(問16) 現在利用している認可外保育施設が、保育所等に認可されたようですが、当該施設を継続的に利用することは可能ですか？

(答) 施設の状況によっては、受け入れられる場合もあります。詳しくは、保育幼稚園課又は各支所の福祉課・保健福祉課にお問い合わせください。

(問17) 保育を必要とする事由には該当しませんが、用事がある時などに一時的に子どもを預けたいのですが。

(答) 保護者のパート就労や疾病、出産等により一時的に家庭内での保育が困難となる児童を一時的に預かる制度（一時預かり）をご利用いただけます。一時預かりの申し込み、利用料、具体的な相談は各保育所等にお問い合わせください。

(問18) 保育所に申し込んでいますが、保留になってしまいました。子どもを預けないと仕事に行けないのですが。

(答) 一時預かりや認可外保育施設等のご利用も検討していただく必要があります。ご利用に係る申し込み、利用料など具体的な相談については、各施設にお問い合わせください。

鹿児島市保育所等利用調整基準（抜粋）

次の1及び2の合計点により、点数の高いものから内定者を決定する。同点の場合には3の同点者調整項目表に基づき決定する。

1 基本点数表

父母が保育できない理由・状況			点数	
			父	母
居宅外就労 (1か月60時間以上就労することを常態とすること)	週5日以上	週42.5時間以上就労	10	10
		週32.5時間以上就労	9	9
	週4日以上	週30時間以上就労	8	8
		週22時間以上就労	7	7
	上記以外で月60時間以上就労		6	6
居宅内就労(1か月60時間以上就労することを常態とすること)	週5日以上	週42.5時間以上就労	9	9
		週32.5時間以上就労	8	8
	週4日以上	週30時間以上就労	7	7
		週22時間以上就労	6	6
	上記以外で月60時間以上の就労		5	5
	内職その他		4	4
妊娠・出産(産前産後期間にあること)			—	8
疾病・負傷・心身障害(保護者が疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有していること)	疾病・負傷	長期入院(1か月以上)している又は常時寝たきりの状態である	10	10
		常に安静を要するなど、保育が常時困難である	8	8
		上記以外の場合で保育が困難と認められる	6	6
	心身障害	療育手帳A、身体障害者手帳1級・2級、精神障害者保健福祉手帳1級に該当する	10	10
		療育手帳B、身体障害者手帳3級・4級、精神障害者保健福祉手帳2級・3級に該当する	8	8
		上記以外の障害を有し(身体障害者手帳等を有し)、保育が困難と認められる	6	6
介護・看護(同居の親族(長期入院等をしている親族を含む。)を常時介護又は看護していること) ※親族は当該児童の3親等以内の者	入院の介護・看護	子の入院に常時付き添っている	10	10
		子以外の同居の親族の入院に常時付き添っている	8	8
	居宅内介護・看護	子を常時介護・看護している	10	10
		子以外の同居の親族を常時介護・看護している	8	8
災害復旧(震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること)			10	10
就学・職業訓練(保護者が教育施設に在学している、又は職業訓練を受けていること)			居宅外就労に準じる	
児童虐待、DVのおそれ			10	10
求職活動			2	2

【備考】

- ・ 複数の区分に該当する場合は、最も高い区分の点数を適用する。
- ・ 就労時間は、所定就労時間(休憩時間(上限1時間)を含む。)に相当する時間とする。
- ・ 利用調整時点で就労予定の者は、基準点から1点を減じる。
- ・ 保護者が1名の場合は、基準点に10点を加える。
- ・ 保護者が65歳以上の場合は10点とする。
- ・ 特に定めがある場合を除き、利用開始希望日を基準とする。

2 調整点数表

番号	区分	点数
1	母子家庭又は父子家庭である	8
2	保護者が震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっている	7
3	保護者が疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有している	2
4	(育児休業の終了による職場復帰) 利用申込書に記載された保育の利用を希望する期間の初日が、保護者の育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第2条第1号に規定する育児休業の終了による職場への復帰の日からおおむね1か月が経過する日までの間にある	2
5	(産前産後期間終了による職場復帰) 利用申込書に記載された保育の利用を希望する期間の初日が、保護者の労働基準法（昭和22年法律第49号）第65条に規定する産前産後の期間（以下「産前産後の期間」という）における休業の終了による職場への復帰の日からおおむね1か月が経過する日までの間にある	2
6	保護者が産前産後の期間にある（3に該当する場合を除く）	1
7	保護者が当該児童の3親等以内の同居の親族（長期間入院等をしている者を含む）で常時介護が必要な障害者又は長期にわたり疾病の状態にある者を常時介護・看護している	1
8	利用申込に係る児童のきょうだい既に第1希望の保育所等に入所している（認定こども園の保育機能の利用希望する場合において、きょうだいが当該認定こども園の幼稚園機能に在園している場合を含む。）	2
9	虐待のおそれがある	8
10	DVのおそれがある	4
11	離婚前提別居（6か月以上）、単身赴任等で保護者の一方から保育の協力を得られない	1
12	生活保護世帯である	1
13	勤務先の破産等による離職又は整理解雇その他の自己の責めに帰すべき理由によらない離職による求職活動中である	2
14	保護者が幼稚園教諭、保育教諭、保育士として就労している又は就労予定である	10
15	申込児童が障害を有する	4

※4及び5については、適用を受けている利用保留者が引き続き次年度も利用を希望する場合の利用調整においても適用する。

※14については、幼稚園、認可保育所、認定こども園とする。

※15の障害を有する児童については、身体障害者手帳、療育手帳若しくは精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた児童又は特別児童扶養手当の支給対象児童とする。

3 同点者調整項目表

番号	区分	
1	希望順位	利用申込に係る保育所等の希望順位が上位の世帯が下位の世帯に優先する
2	調整点の合計点	調整点の合計点の高い世帯が低い世帯に優先する
3	調整点の内訳	調整点の高い区分に該当する世帯が低い項目に該当する世帯に優先する
4	就労の有無	保護者のいずれもが就労している世帯、保護者のいずれかが就労している世帯、保護者のいずれもが就労していない世帯の順に優先する
5	就労形態	保護者のいずれもの就労が居宅外で行われている世帯、保護者のいずれかの就労が居宅外で行われている世帯、保護者のいずれもの就労が居宅内で行われている世帯の順に優先する
6	就労実態	保護者のいずれもが実際に就労している世帯、保護者のいずれかが実際に就労している世帯、保護者のいずれもが就労することを予定している世帯の順に優先する
7	就労時間	保護者の通常の1か月の労働の時間が長い世帯が短い世帯に優先する
8	きょうだい申込	きょうだい同時申込の世帯が優先する
9	世帯形態	保護者と子どものみの世帯が他の世帯に優先する
10	世帯内の児童数	小学校3年生以下の児童の数の多い世帯が少ない世帯に優先する
11	延長保育等の必要性	延長保育、乳児保育又は障害児保育を必要とする世帯がその他の世帯に優先する
12	年齢	当該児童の年齢の低い世帯が高い世帯に優先する
13	申込時期	申込時期が早い世帯が申込時期が遅い世帯に優先する

※7において、母子家庭等の場合の就労時間は198時間を加算した時間とする。

平成29年度鹿児島市保育所・認定こども園(保育所機能)の保育料表

母子家庭の世帯等以外

階層区分	保育料(月額) 3歳未満児		保育料(月額) 3歳以上児	
	保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間
A 生活保護受給世帯	0円	0円	0円	0円
B 市町村民税非課税世帯	5,200円 (0円)	5,100円 (0円)	3,500円 (0円)	3,400円 (0円)
C1 市町村民税均等割のみ課税世帯	11,300円 (5,600円)	11,100円 (5,500円)	8,700円 (4,300円)	8,500円 (4,200円)
C2 市町村民税所得割課税額48,600円未満の世帯	14,500円 (7,200円)	14,200円 (7,100円)	12,200円 (6,100円)	11,900円 (5,900円)
D1 市町村民税所得割課税額48,600円以上67,000円未満の世帯	19,200円 (9,600円)	18,800円 (9,400円)	16,900円 (8,400円)	16,600円 (8,300円)
D2 市町村民税所得割課税額67,000円以上103,000円未満の世帯	27,100円 (13,500円)	26,600円 (13,300円)	24,600円 (12,300円)	24,100円 (12,000円)
D3 市町村民税所得割課税額103,000円以上140,000円未満の世帯	35,500円 (17,700円)	34,800円 (17,400円)	28,900円 (14,400円)	28,400円 (14,200円)
D4 市町村民税所得割課税額140,000円以上176,000円未満の世帯	40,800円 (20,400円)	40,100円 (20,000円)	29,400円 (14,700円)	28,900円 (14,400円)
D5 市町村民税所得割課税額176,000円以上279,000円未満の世帯	46,500円 (23,200円)	45,700円 (22,800円)	29,900円 (14,900円)	29,300円 (14,600円)
D6 市町村民税所得割課税額279,000円以上397,000円未満の世帯	51,000円 (25,500円)	50,100円 (25,000円)	30,300円 (15,100円)	29,700円 (14,800円)
D7 市町村民税所得割課税額397,000円以上の世帯	66,300円 (33,100円)	65,100円 (32,500円)	30,300円 (15,100円)	29,700円 (14,800円)

母子家庭の世帯等(下記に該当する場合)

階層区分	保育料(月額) 3歳未満児		保育料(月額) 3歳以上児	
	保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間
BO 市町村民税非課税世帯	0円	0円	0円	0円
CB1 市町村民税均等割のみ課税世帯	5,100円 (0円)	5,000円 (0円)	3,800円 (0円)	3,700円 (0円)
CB2 市町村民税所得割課税額48,600円未満の世帯	6,700円 (0円)	6,600円 (0円)	5,600円 (0円)	5,400円 (0円)
DB1 市町村民税所得割課税額48,600円以上67,000円未満の世帯	9,000円 (0円)	9,000円 (0円)	6,000円 (0円)	6,000円 (0円)
DB2 市町村民税所得割課税額67,000円以上77,101円未満の世帯	9,000円 (0円)	9,000円 (0円)	6,000円 (0円)	6,000円 (0円)

【昨年度からの変更点】

国が進める平成29年度の幼児教育の段階的無償化の取り組みにより、市町村民税非課税世帯(B階層)の第2子の保育料が無償化されるとともに、ひとり親世帯等の年収360万円未満相当世帯(DB1・DB2世帯)の負担軽減が実施され保育料が改定されました。

(備考)

- ① 別居の生計を一にする兄弟等がいる場合、年齢にかかわらずその兄弟等から数えて保育料を計算することができる場合がありますので、別居の兄弟等がいる場合はお問い合わせください。
- ② ひとり親家庭のうち、税法上の寡婦(夫)控除の適用を受けていない世帯について、平成28年4月より、寡婦(夫)控除があったものとみなして、保育料の再計算を行います。
- ③ 階層区分は、4月から8月までは前年度分の市町村民税、9月から翌年3月までは当年度分の市町村民税により決定します。
- ④ 市町村民税所得割課税額を計算する場合、住宅借入金等特別税額控除、配当控除、寄附金税額控除、外国税額控除、配当割額・株式等譲渡所得割額控除は適用されません。
- ⑤ 「母子家庭の世帯等」とは、母子及び父子並びに寡婦福祉法による母子世帯等及び障害者を有する世帯のことをいいます。
- ⑥ 3歳未満児の保育料は、年度の初日の前日において3歳に達していない児童に適用され、その児童がその年度の途中で満3歳に達した場合でも、その年度中は3歳未満児の保育料が適用されます。
- ⑦ 同一世帯から2人以上の就学前児童が認可保育所、幼稚園、認定こども園、特例保育、家庭的保育事業等、特別支援学校幼稚部若しくは児童心理治療施設通所部に入所又は児童発達支援若しくは医療型児童発達支援を利用している場合の保育料は、最も年齢が高い児童は全額、第2子児童は2分の1(100円未満は切り捨て)、第3子以下の児童は無料となります。
- ⑧ C1階層からD1階層の世帯で、市町村民税所得割課税額が57,700円未満の世帯については、第1子の年齢に関わらず、第2子児童は2分の1(100円未満は切り捨て)、第3子以下の児童は無料となります。また、B階層及び母子家庭の世帯等に該当する世帯については、第1子の年齢に関わらず第2子以下の児童は無料となります。
- ⑨ 保育料(月額)欄の()は、⑦⑧の場合の第2子児童に適用します。
- ⑩ 市町村民税所得割課税額が97,000円未満の世帯のうち、満18歳未満の年長者から3人目以降に該当する児童については、さらに軽減を受ける場合があります。
- ⑪ この保育料のほか、給食費、制服代、通園バス代等の実費徴収や特定負担額(教員配置の充実などのための上乗せ徴収)等の負担が必要な場合があります。
- ⑫ 保育料は原則として1か月単位となっていますが、月の途中で利用を開始又は終了した場合は日割計算されます。また、やむをえず休園した場合や自己の都合により登園できなかった場合でも、保育料は日割計算されず、月額保育料が必要となります。
- ⑬ 税額や家庭の状況(生活保護の適用や解除、障害者を有する世帯への該当や障害者手帳等の返還、世帯員の増減等)に変更があった場合は、鹿児島市役所保育幼稚園課、各支所福祉課・保健福祉課までお申し出ください。

市内保育所一覧表

(記載内容については、変更になる場合があります)

管轄	保育所等名	所在地	定員	電話番号	開 所 時 間			一時預かり	休日保育		
					通常の保育時間	うち保育短時間	延長保育時間		日曜	祝日	
吉野	白菊保育園	川上町3754	70	243-7785	7:00~18:00	9:00~17:00	18:00~19:00	○	-	-	
	白菊保育園よしの杜	吉野町3095-276	50	295-0901	7:00~18:00	9:00~17:00	18:00~19:00	-	-	-	
	ふじヶ丘保育園	緑ヶ丘町5-5	60	244-1590	7:00~18:00	8:30~16:30	18:00~20:00	○	-	-	
	城ヶ丘保育園	川上町3472	100	243-2932	7:00~18:00	8:30~16:30	18:00~20:00	○	○	○	
	保育園うさぎ	吉野町5087-3	45	248-8664	7:00~18:00	8:30~16:30	18:00~19:00	○	-	-	
	あすなる保育園	吉野2-44-29	120	243-8973	7:00~18:00	8:30~16:30	18:00~19:00	-	-	-	
	ほびあこども保育園	吉野町3735-1	100	294-5211	7:00~18:00	8:30~16:30	18:00~19:00	○	-	-	
	教恵保育園	吉野町6039-10	90	243-7728	7:00~18:00	8:00~16:00	18:00~20:00	-	-	-	
	錦ヶ丘保育園	吉野町2223-6	100	243-7704	7:00~18:00	8:00~16:00	18:00~19:00	○	-	-	
	吉野保育園	吉野町3074	60	244-2115	7:00~18:00	8:30~16:30	18:00~19:00	-	-	-	
	はなぶさ保育園	吉野町5652-1	70	243-5003	7:00~18:00	8:30~16:30	18:00~19:00	○	-	-	
	滝の神保育園	吉野町1045-53	40	243-7768	7:00~18:00	9:00~17:00	18:00~20:00	○	○	○	
本	信愛保育園	東坂元2-61-25	90	247-2050	7:00~18:00	9:00~17:00	18:00~19:00	○	-	-	
	坂元キノキオ保育園 ☆	坂元町28-5	60	298-9674	7:00~18:00	8:30~16:30	18:00~19:00	○	-	-	
	なかよし夢ほい保育園 ☆	坂元町1166-3	60	813-7110	7:00~18:00	8:30~16:30	18:00~19:00	○	-	-	
	清水保育園	清水町6-27	70	247-8963	7:00~18:00	8:30~16:30	18:00~19:00	-	-	-	
	春日保育園	春日町9-12	120	247-3003	7:00~18:00	8:30~16:30	18:00~19:00	-	-	-	
	同胞保育園	柳町3-20	150	222-2654	7:00~18:00	8:30~16:30	18:00~19:00	○	-	-	
	興国保育園	長田町24-17	90	222-6388	7:00~18:00	8:30~16:30	18:00~19:00	-	-	-	
	二葉園保育所	新屋敷町23-29	160	222-3820	7:00~18:00	8:30~16:30	18:00~19:00	-	-	-	
	南林寺保育園	南林寺町12-11	40	222-6919	7:00~18:00	8:30~16:30	18:00~19:00	-	-	-	
	松原保育園	松原町2-24	60	224-3728	7:00~18:00	8:30~16:30	18:00~19:00	-	-	-	
	城南保育園	城南町29-19	120	222-4383	7:00~18:00	8:30~16:30	18:00~19:00	-	-	-	
	サニーサイド保育園 ☆	加治屋町7-6	60	813-7675	7:00~18:00	9:00~17:00	18:00~19:30	○	-	-	
	原良保育園	原良1-16-11	60	254-0094	7:00~18:00	8:30~16:30	18:00~19:00	-	-	-	
	永吉あさひ保育園	永吉1-13-13	60	253-7717	7:00~18:00	8:30~16:30	18:00~19:00	-	-	-	
	薬師保育園	薬師2-41-10	70	254-9378	7:00~18:00	8:30~16:30	18:00~19:00	-	-	-	
	わくわく鹿児島中央保育園	薬師2-30-15	60	204-7400	7:00~18:00	8:00~16:00	18:00~19:00	○	-	-	
	なでしこ保育園	明和2-41-1	40	281-0735	7:00~18:00	8:30~16:30	18:00~19:00	○	-	-	
	わかくさ保育園	明和4-17-34	150	282-1960	7:00~18:00	8:30~16:30	18:00~20:00	○	○	○	
	庁	大覚寺保育園	草牟田1-14-10	70	295-3389	7:00~18:00	8:30~16:30	18:00~19:00	○	-	-
		おおぞら保育園 ☆	草牟田1丁目15-60	50	201-3307	7:00~18:00	8:30~16:30	18:00~19:00	○	-	-
城山保育園		城山2-36-1	90	222-5377	7:00~18:00	8:00~16:00	18:00~19:00	-	-	-	
玉里団地保育園		玉里団地3-30-6	100	229-1263	7:00~18:00	9:00~17:00	18:00~19:00	○	-	-	
伊敷		玉里保育園	下伊敷1-11-7	110	222-4664	7:00~18:00	8:30~16:30	18:00~19:00	○	-	-
		下伊敷保育園	下伊敷2-26-10	110	220-8798	7:00~18:00	8:30~16:30	18:00~19:00	-	-	-
	あたご保育園	下伊敷1-32-1	80	220-4985	7:00~18:00	8:30~16:30	18:00~19:00	-	-	-	
	伊敷同朋保育園	伊敷1-8-15	90	229-6387	7:00~18:00	8:30~16:30	18:00~19:00	-	-	-	
	敷	こまどり保育園	西伊敷2-1-2	120	220-9722	7:00~18:00	8:00~16:00	18:00~19:00	○	-	-
		伊敷保育園	伊敷7-8-20	160	228-9660	7:00~18:00	8:30~16:30	18:00~19:00	○	-	年3回
	くすの子保育園	小野4-15-18	60	295-3233	7:00~18:00	8:30~16:30	18:00~19:00	○	-	-	

市内保育所一覧表

(記載内容については、変更になる場合があります)

管轄	保 育 所 等 名	所 在 地	定員	電話番号	開 所 時 間			一時 預かり	休日保育	
					通常の保育時間	うち保育短時間	延長保育時間		日曜	祝日
本	武 保 育 園	武2-28-7	90	254-1984	7:00~18:00	8:30~16:30	18:00~19:00	-	-	-
	柳 田 保 育 園	武1-35-33	110	254-1698	7:00~18:00	8:30~16:30	18:00~19:00	○	-	-
	田 上 保 育 園	田上1-26-15	110	258-2040	7:00~18:00	8:30~16:30	18:00~19:00	-	-	-
	田上キッズ保育園	田上4-13-15	60	253-1076	7:00~18:00	8:30~16:30	18:00~19:00	○	-	-
	かごしまショコラ保育園	田上6-22-18	90	801-4550	7:00~18:00	9:00~17:00	18:00~19:00	○	-	-
	TAGAMIDAIライオン保育園	田上台4-47-7	60	298-5316	7:00~18:00	8:30~16:30	18:00~19:00	○	-	-
	たがみ台保育園	田上台2-47-14	120	296-1861	7:00~18:00	8:30~16:30	18:00~19:00	-	-	-
	たけおか保育園	武岡2-29-1	110	281-8401	7:00~18:00	8:30~16:30	18:00~19:00	-	-	-
	あさひ保育園	武岡3-13-1	90	281-3733	7:00~18:00	8:30~16:30	18:00~19:00	-	-	-
	武岡ハイランド保育園	武岡5-26-6	55	292-7777	7:00~18:00	9:00~17:00	18:00~19:00	-	-	-
	光 愛 保 育 園	西陵3-9-3	140	282-9620	7:00~18:00	8:30~16:30	18:00~19:00	○	-	-
	光愛こどもの家 あいあい保育園	西陵3-19-7	29	281-5811	7:00~18:00	8:30~16:30	18:00~19:00			
	ひろき保育園	広木2-55-15	110	264-7482	7:00~18:00	8:30~16:30	18:00~19:00	-	-	-
	ルンビニ保育園	荒田2-9-22	90	253-0023	7:00~18:00	8:30~16:30	18:00~19:00	-	○	-
	こうえい保育園 ☆	与次郎1-2-23	60	252-5151	7:00~18:00	8:30~16:30	18:00~19:00	○	-	-
	久 遠 保 育 園	下荒田2-49-20	120	253-3338	7:00~18:00	8:30~16:30	18:00~19:00	-	○	-
	ユズリ葉の杜保育園 上 荒 田	上荒田町9-21-2	30	230-7281	7:00~18:00	9:00~17:00	18:00~19:00	○	-	-
	き ず な 保 育 園	高麗町39-11	60	298-1171	7:00~18:00	8:30~16:30	18:00~19:00	○	-	-
	あい保育園唐湊 ☆	唐湊三丁目5-28	60	813-8520	7:00~18:00	9:00~17:00	18:00~19:00	○	-	-
	鴨 池 保 育 園	鴨池1-8-10	100	254-1620	7:00~18:00	8:30~16:30	18:00~19:00	-	-	-
	な ぎ さ 保 育 園	真砂本町25-13	40	253-9592	7:00~18:00	8:30~16:30	18:00~19:00	-	-	-
	真 砂 保 育 園	真砂町27-12	150	254-0296	7:00~18:00	8:30~16:30	18:00~19:00	-	-	-
	三 和 保 育 園	三和町21-17	140	254-0632	7:00~18:00	8:30~16:30	18:00~19:00	-	-	-
	鹿 児 島 み な み 保 育 園	東郡元町18-3	110	253-3145	7:00~18:00	8:30~16:30	18:00~19:00	○	○	○
	や な ぎ の 保 育 園	鴨池新町28-1	100	256-1693	7:00~18:00	8:30~16:30	18:00~19:00	-	-	-
	御 所 季 の 子 保 育 園 ☆	新栄町26-31	60	814-4120	7:00~18:00	9:00~17:00	18:00~22:00	○	○	○
	め ぐ み 保 育 園	宇宿1-56-4	70	254-9769	7:00~18:00	8:30~16:30	18:00~19:00	-	-	-
	ユズリ葉の杜保育園	宇宿6-17-7	90	265-8286	7:00~18:00	9:00~17:00	18:00~19:00	-	-	-
	西本願寺紫原保育園	紫原3-4-19	80	254-0083	7:00~18:00	8:30~16:30	18:00~19:00	-	-	-
	つ く し 保 育 園	紫原5-14-3	110	254-9521	7:00~18:00	8:30~16:30	18:00~19:00	○	-	-
	西 紫 原 保 育 園	紫原4-37-2	60	257-1084	7:00~18:00	8:30~16:30	18:00~19:00	-	-	-
	た ち ば な 保 育 園	紫原6-40-27	100	251-4041	7:00~18:00	8:30~16:30	18:00~19:00	○	-	-
	わくわく紫原中央保育園	紫原3-41-25	85	251-2922	7:00~18:00	8:00~16:00	18:00~19:00	○	-	-
わ く わ く 紫 原 保 育 園	紫原6-32-1	30	210-5573	7:00~18:00	8:00~16:00	18:00~19:00	○	-	-	
日 之 出 保 育 園	日之出町26-5	60	837-8626	7:00~18:00	8:30~16:30	18:00~19:00	-	-	-	
東 桜 島 保 育 園	東桜島町766-1	30	221-2220	7:30~18:00	8:30~16:30	18:00~19:00	-	-	-	
谷 山	お ひ さ ま 保 育 園	小原町12-1	110	269-2880	7:00~18:00	8:30~16:30	18:00~19:00	-	-	-
	桜ヶ丘保育園	桜ヶ丘6-47-1	100	264-2393	7:00~18:00	8:30~16:30	18:00~19:00	○	-	-
	ゆうかり保育園	上福元町5828	70	263-1775	7:00~18:00	8:30~16:30	18:00~19:00	-	-	-
	東 開 保 育 園	東開町3-10	100	299-0755	7:00~18:00	8:30~16:30	18:00~19:00	○	○	○
	き よ み 保 育 園	東谷山3-8-25	80	268-2712	7:00~18:00	9:00~17:00	18:00~20:00	○	-	-

市内保育所一覧表

(記載内容については、変更になる場合があります)

管轄	保育所等名	所在地	定員	電話番号	開 所 時 間			一時 預かり	休日保育	
					通常の保育時間	うち保育短時間	延長保育時間		日曜	祝日
谷	ペコちゃん保育園	東谷山5-28-9	70	268-3081	7:00~18:00	8:30~16:30	18:00~20:00	○	-	-
	東谷山保育園	清和1-2-1	60	268-2503	7:00~18:00	8:30~16:30	18:00~19:00	-	-	-
	星ヶ峯保育園	星ヶ峯3-33-1	50	265-2098	7:00~18:00	7:00~15:00	18:00~19:00	○	-	-
	星の子保育園	星ヶ峯4-3-1	140	265-3477	7:00~18:00	8:30~16:30	18:00~20:00	○	○	-
	愛の星保育園	星ヶ峯2-12-2	80	275-9201	7:00~18:00	8:30~16:30	18:00~20:00	○	○	-
	いちご保育園	皇徳寺台1-30-2	110	275-0502	7:00~18:00	8:30~16:30	18:00~19:00	○	○	-
	皇徳寺保育園	皇徳寺台3-31-5	110	275-0733	7:00~18:00	8:30~16:30	18:00~19:00	○	○	○
	げんき・キッズ保育園	山田町338	60	265-7500	7:00~18:00	8:00~16:00	18:00~19:00	-	-	-
	ミルクィー・マリー保育園	山田町1451-8	60	265-1223	7:00~18:00	9:00~17:00	18:00~19:00	○	-	-
	ミルクィー・ドリーム保育園	中山町1233-5	50	230-7768	7:00~18:00	9:00~17:00	18:00~19:00	○	-	-
	中山保育園	中山2-32-3	90	268-4992	7:00~18:00	8:30~16:30	18:00~19:00	-	-	-
	恵愛保育園	中山町2301-3	100	268-9645	7:00~18:00	8:00~16:00	18:00~19:00	-	-	-
	竹之迫保育園	清和3-2-5	140	268-9898	7:00~18:00	8:30~16:30	18:00~19:00	-	-	-
	にじのさと保育園	中山町5028-87	100	263-1202	7:00~18:00	8:30~16:30	18:00~19:00	-	-	-
	松青保育園	谷山中央4-4907-11	120	268-4247	7:00~18:00	8:30~16:30	18:00~20:00	○	-	-
	ベビーズ松青保育園	谷山中央3-522	50	260-5600	7:00~18:00	8:30~16:30	18:00~20:00			
	えびす保育園	谷山中央6-15-11	120	268-6269	7:00~18:00	8:30~16:30	18:00~19:00	-	-	-
	すみれ保育園	和田1-9-3	120	268-2113	7:00~18:00	8:30~16:30	18:00~19:00	-	-	-
	南谷山保育園	和田1-29-10	60	268-2099	7:00~18:00	8:00~16:00	18:00~19:00	○	-	-
	和田保育園	和田2-41-12	110	267-2370	7:00~18:00	8:30~16:30	18:00~19:00	-	-	-
サウスこまどり保育園	御本町7-8	90	299-9722	7:00~18:00	8:30~16:30	18:00~19:00	○	-	-	
坂之上保育園	坂之上6-25-38	130	261-4644	7:00~18:00	8:30~16:30	18:00~19:00	○	-	-	
坂之上第2保育園	坂之上6-30-17	65	210-5771	7:00~18:00	8:30~16:30	18:00~19:00	-	-	-	
ペコちゃん保育園坂之上	坂之上6-32-14	65	261-6477	7:00~18:00	8:30~16:30	18:00~19:00	○	-	-	
山	福平保育園	平川町1578-1	70	261-2116	7:00~18:00	8:30~16:30	18:00~19:00	-	-	-
	影原保育園	下福元町7624	90	261-8168	7:00~18:00	8:30~16:30	18:00~19:00	○	-	-
吉 田	吉田保育園	西佐多町789-2	60	295-2603	7:00~18:00	8:30~16:30	18:00~19:00	○	-	-
	むれが岡保育園	牟礼岡1-3-1	70	294-8979	7:00~18:00	9:00~17:00	18:00~20:00	○	○	○
	本名保育所	本名町3026-5	30	294-2351	7:00~18:00	8:30~16:30	18:00~19:00	-	-	-
	宮之浦保育所	宮之浦町519	45	294-2017	7:00~18:00	8:30~16:30	18:00~19:00	-	-	-
桜島	桜島保育園	桜島武町648	60	293-3115	7:00~18:00	8:30~16:30	18:00~19:00	○	-	-
喜 入	瀬々串保育園	喜入瀬々串町3500	60	347-0081	7:00~18:00	8:30~16:30	18:00~19:00	○	-	-
	中名保育園	喜入中名町1006	45	345-0112	7:00~18:00	8:30~16:30	18:00~19:00	○	-	-
	喜入保育園	喜入町7251-2	60	345-0680	7:00~18:00	8:30~16:30	18:00~19:00	○	-	-
	前之浜保育園	喜入前之浜町7076-2	50	343-0074	7:00~18:00	8:30~16:30	18:00~19:00	○	-	-
	生見保育園	喜入生見町2842-3	20	343-0108	7:00~18:00	8:30~16:30	18:00~19:00	○	-	-
松 元	松元中央保育園	福山町111-1	130	278-1576	7:10~18:15	8:30~16:30	18:15~19:15	-	-	-
	仁田尾保育園	石谷町1596-3	100	278-2510	7:00~18:00	8:30~16:30	18:00~19:00	-	-	-
	石谷の森保育園 ☆	石谷町1644	50	813-7188	7:00~18:00	9:00~17:00	18:00~19:00	○	-	-
	はるやま森の保育園	春山町1890-2	90	278-7210	7:00~18:00	8:30~16:30	18:00~19:00	-	-	-
	たけのこ保育園 ☆	春山町1212-7	50	278-5445	7:00~18:00	8:30~16:30	18:00~19:00	○	-	-
郡 山	花尾保育所	花尾町125	45	298-7123	7:00~18:00	8:30~16:30	18:00~19:00	-	-	-
	郡山保育園	郡山町2519-5	90	298-4010	7:00~18:00	8:30~16:30	18:00~19:00	-	-	-

※延長保育は、保育料のほかに別途利用料が必要です。利用料については、各保育所等にお問い合わせください。

※記載されている延長保育時間は、保育標準時間を基本としています。

※保育所等の概要などは、別冊『保育所等のご案内(平成29年度版)』をご覧ください。

※「☆」印は、平成29年4月1日施行園

市内認定こども園一覧表(幼保連携型)

(記載内容については変更になる場合があります)

1. 認定こども園(幼保連携型)の概要

幼保連携型認定こども園は、「就学前の子どもに幼児教育・保育を提供する機能」と「地域における子育て支援を行う機能」を備え、「幼保連携型認定こども園」は、幼稚園と保育所の機能をあわせ持ち、教育と保育を一体的に行う施設です。

2. 特記事項

- (1) 利用にあたっては、保護者と認定こども園の直接契約となります。
- (2) 利用申込書は、園を経由して又は市の窓口へ提出することとなります。
- (3) 認定こども園(保育所機能)については、従来の認可保育所と同様に、「保育を必要とする子ども」が利用の対象となります。

管 轄	認定こども園等名	所在地	定員 2・3号	電話番号	開 所 時 間			一時 預かり	休日保育	
					通常の保育時間	うち保育短時間	延長保育時間		日曜	祝日
本	認定こども園 うちの幼稚園	玉里団地1-5-3	70	229-1722	7:00~18:00	8:30~16:30	18:00~19:00	—	—	—
	幼保連携型認定こども園 鴨池幼稚園	郡元3-8-5	45	254-0567	7:00~18:00	10:00~18:00	18:00~19:00	○	—	—
	幼保連携型認定こども園 鹿児島おどり幼稚園	武岡4-16-1	60	282-0005	7:00~18:00	8:00~16:00	18:00~19:00	○	—	—
	認定こども園 幼保連携型鹿児島さくら幼稚園	桜ヶ丘7-23-5	70	264-1161	7:00~18:00	8:00~16:00	18:00~19:00	—	—	—
	認定こども園 さかもと幼稚園	西坂元町57-23	77	248-1431	7:00~18:00	9:00~17:00	18:00~19:00	○	—	—
	幼保連携型認定こども園 草牟田幼稚園	草牟田2-20-15	41	222-6443	7:00~18:00	8:00~16:00	18:00~19:00	○	—	—
	幼保連携型認定こども園 ヴェリタスこども園	武岡1-22-1	40	281-3564	7:00~18:00	8:30~16:30	18:00~19:00	—	—	—
	認定こども園 玉里善き牧者幼稚園	草牟田2-29-7	50	222-5348	7:00~18:00	8:30~16:30	18:00~19:00	○	—	—
	認定こども園 辻ヶ丘幼稚園	東坂元2-39-1	68	247-3005	7:00~18:00	9:00~17:00	18:00~19:00	○	—	—
	幼保連携型認定こども園 みのり幼稚園	明和1-39-1	40	281-2233	7:00~18:00	9:00~17:00	18:00~19:00	○	—	—
	認定こども園 紫原幼稚園	紫原6-40-4	30	254-1659	7:00~18:00	8:00~16:00	18:00~19:00	—	—	—
	幼保連携型認定こども園 めぐみ幼稚園	鴨池2-23-17	50	255-8461	7:00~18:00	8:30~16:30	18:00~19:00	○	—	—
庁	認定こども園 やはた幼稚園	下荒田4-19-10	40	254-0784	7:00~18:00	8:30~16:30	18:00~19:00	○	—	—
	認定こども園 武岡幼稚園	武岡5-26-6	33	282-7000	7:00~18:00	9:00~17:00	18:00~19:00	○	—	—
谷	かわい認定こども園 可愛幼稚園	下福元町7649	80	261-3450	7:00~18:00	8:00~16:00	18:00~19:00	○	—	—
	幼保連携型認定こども園 桜ヶ丘中央幼稚園	桜ヶ丘4-8-2	50	265-2700	7:00~18:00	8:00~16:00	18:00~19:00	○	—	—
	認定こども園 清露幼稚園	谷山中央1-4360	35	268-2265	7:00~18:00	8:00~16:00	18:00~19:00	—	—	—
	幼保連携型認定こども園 谷山善き牧者幼稚園	西谷山1-1-1	50	267-4055	7:00~18:00	8:00~16:00	18:00~19:00	○	—	—
	幼保連携型認定こども園 若葉幼稚園	桜ヶ丘6-30-2	30	265-1151	7:00~18:00	9:00~17:00	18:00~19:00	—	—	—
	コスモス認定こども園	○ 桜ヶ丘2-6-1	130	264-3952	7:00~18:00	8:30~16:30	18:00~19:00	○	—	—
	御所こども園	○ 上福元町5682	100	268-5122	7:00~18:00	8:00~16:00	18:00~22:00	○	○	○
	御所風の子こども園	○ 上福元町5644	29	269-2620	7:00~18:00	8:00~16:00	18:00~22:00	○	○	○
	しらゆきこども園	○ 小松原2-10-15	160	269-6811	7:00~18:00	8:30~16:30	18:00~19:00	—	—	—
	西谷山認定こども園	○ 西谷山2-16-8	100	269-5075	7:00~18:00	8:45~16:45	18:00~19:00	○	—	—
山	聖徳認定こども園	○ 和田2-2-1	55	260-0221	7:00~18:00	8:45~16:45	18:00~19:00	○	—	—
	認定こども園ひかりやま保育園	○ 光山2-12-1	90	261-6654	7:00~18:00	8:00~16:00	18:00~19:00	—	—	—
伊 敷	認定こども園 あげぼの幼稚園	小野4-4-31	30	229-0008	7:00~18:00	8:00~16:00	18:00~19:00	—	—	—
	認定こども園 伊敷幼稚園	伊敷5-19-20	51	229-2010	7:00~18:00	8:30~16:30	18:00~19:00	○	—	—
	幼保連携型認定こども園 千年幼稚園	千年1-36-1	50	220-8686	7:00~18:00	8:30~16:30	18:00~19:00	○	—	—
吉 野	こぼと・ゆなの木こども園	大明丘3-14-1	81	243-1135	7:00~18:00	8:30~16:30	18:00~19:00	—	—	—
	認定こども園 はなぶさ幼稚園	緑ヶ丘町13-1	60	244-2277	7:00~18:00	8:30~16:30	18:00~19:00	○	—	—
吉 田	認定こども園・吉田南幼稚園	本名町543	45	294-3730	7:00~18:00	8:00~16:00	18:00~19:00	—	—	—
	幼保連携型認定こども園 よしだルンビニー幼稚園	東佐多町2157-1	30	295-2502	7:00~18:00	8:30~16:30	18:00~19:00	○	—	—

※延長保育は、保育料のほかに別途利用料が必要です。利用料については、各認定こども園にお問い合わせください。

※記載されている延長保育時間は、保育標準時間を基本としています。

※保育所等の概要などは、別冊『保育所等のご案内(平成29年度版)』をご覧ください。

※「○」印は、平成29年4月1日保育所から移行

市内認定こども園一覧表(幼稚園型)

(記載内容については変更になる場合があります)

1. 認定こども園(幼稚園型)の概要

認定こども園は、「就学前の子どもに幼児教育・保育を提供する機能」と「地域における子育て支援を行う機能」を備え、「幼稚園型認定こども園」は、満3歳以上の保育を必要とする子ども(2号認定)を預かり、教育と保育を一体的に行う施設です。

2. 特記事項

- (1) 利用にあたっては、保護者と認定こども園の直接契約となります。
- (2) 利用申込書は、認定こども園を経由して又は市の窓口へ提出することとなります。
- (3) 幼稚園型認定こども園(保育所機能)については、従来の認可保育所と同様に、「保育を必要とする子ども」のうち、満3歳以上(2号認定)が利用の対象となります。

管轄	認定こども園等名	所在地	定員 (2号)	電話番号	開 所 時 間			一時 預かり	休日保育	
					通常の保育時間	うち保育短時間	延長保育時間		日曜	祝日
本 市	幼稚園型認定こども園 アソカ幼稚園	新屋敷町25-25	20	222-0523	7:00~18:00	9:00~17:00	18:00~19:00	○	-	-
	幼稚園型認定こども園 宇宿幼稚園	宇宿4-18-8	15	264-1810	7:00~18:00	9:00~17:00	18:00~19:00	-	-	-
	幼稚園型認定こども園 共立幼稚園	春日町6-25	25	247-1304	7:00~18:00	9:00~17:00	18:00~19:00	○	-	-
	幼稚園型認定こども園 和光幼稚園	東千石町21-38	30	222-5693	7:00~18:00	10:00~18:00	18:00~19:00	○	-	-
	認定こども園 大谷幼稚園	新町2-7	20	223-6615	7:00~18:00	8:00~16:00	18:00~19:00	-	-	-
	認定こども園 聖母幼稚園	荒田2-53-11	25	254-3555	7:30~18:30	9:30~17:30	17:30~18:30	○	-	-
	幼稚園型認定こども園 共研幼稚園	上之園町20-17	30	254-0986	7:30~18:30	8:30~16:30	-	○	-	-
谷 山	幼稚園型認定こども園 たにやま幼稚園	和田1-4-5	30	267-3190	7:00~18:00	9:00~17:00	18:00~19:00	○	-	-
	幼稚園型認定こども園 錦城幼稚園	星ヶ峯2-2-1	35	265-5687	7:30~18:30	9:00~17:00	18:30~19:30	-	-	-
伊 敷	幼稚園型認定こども園 いにしき幼稚園	下伊敷2-12-3	50	220-2705	7:00~18:00	8:00~16:00	18:00~19:00	-	-	-
	幼稚園型認定こども園 恵光幼稚園	小山田町3510-3	30	238-3410	7:00~18:00	9:00~17:00	18:00~19:00	○	-	-
吉 野	認定こども園 錦ヶ丘幼稚園	吉野町2223-4	30	244-0006	7:00~18:00	9:00~17:00	18:00~19:00	○	-	-
喜 入	幼稚園型認定こども園 喜入幼稚園	喜入町335-1	20	345-2280	7:00~18:00	9:00~17:00	18:00~19:00	○	-	-
郡 山	幼稚園型認定こども園 東俣幼稚園	東俣町3761-1	5	298-8221	7:00~18:00	9:00~17:00	18:00~19:00	○	-	-

※定員は、「保育を必要とする子ども」のうち、満3歳以上(2号認定)が利用できる人数です。

※記載されている延長保育時間は、保育標準時間を基本としています。

※延長保育は、保育料のほか別途利用料が必要です。利用料については、各認定こども園にお問い合わせください。

※幼稚園型の認定こども園における一時預かりについては、設備等の都合で乳児(0歳児)の受入れが困難な場合もありますので、各認定こども園にお問い合わせください。

※保育所等の概要などは、別冊『保育所等のご案内(平成29年度版)』をご覧ください。

★★ 保育料は、毎月必ず納期限内に納めましょう★★

お問い合わせ・提出先

- ・保育幼稚園課 ㊦892-8677 山下町11番1号 ㊦216-1258
- ・谷山福祉部福祉課 ㊦891-0194 谷山中央四丁目4927番地 ㊦269-8473
- ・伊敷福祉課 ㊦890-0008 伊敷五丁目15番1号 ㊦229-2113
- ・吉野福祉課 ㊦892-0871 吉野町3256番地3 ㊦244-7379
- ・吉田保健福祉課 ㊦891-1392 本城町1696番地 ㊦294-1214
- ・桜島保健福祉課 ㊦891-1415 桜島藤野町1439番地 ㊦293-2360
- ・喜入保健福祉課 ㊦891-0203 喜入町7000番地 ㊦345-3755
- ・松元保健福祉課 ㊦899-2792 上谷口町2883番地 ㊦278-5417
- ・郡山保健福祉課 ㊦891-1192 郡山町141番地 ㊦298-2114